

## 申告手続きにはマイナンバーの記載が必要です！

①マイナンバーカードをお持ちの方は、このカードだけで本人確認が可能です。

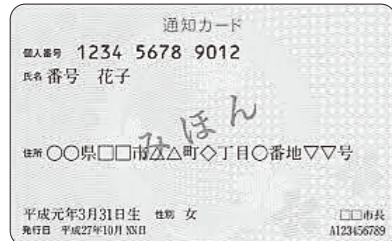


本人確認のため、原本またはコピーを持参してください。



②マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーを確認できる書類と身元確認書類が必要です。

### マイナンバーを確認できる通知カード (又はマイナンバーが記載された住民票の写し)



プラス

### 身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- ・運転免許証
  - ・パスポート
  - ・在留カード
  - ・公的医療保険の被保険者証
  - ・身体障害者手帳
- などのうち、いずれか1つ

- ◎扶養する方のマイナンバーは申告者が記載します。
- ◎代理人による提出の場合：上記の確認書類+委任状+代理人の身元確認書類が必要です。
- ◎税務署へ確定申告書を提出する際にもコピーを添付する必要があります。

■問合せ先 八峰町税務会計課 ☎76-4604

## 能代税務署からのお知らせ ~確定申告書作成会場開設期間~

- 開設期間 2月16日(金)~3月15日(木)※土日、祝日除く
- 受付時間 午前9時~午後4時(提出は5時まで)
- 開設場所 能代税務署
- その他 会場開設前は申告書作成会場を設置しておりません。  
※平成29年分の確定申告より医療費控除の適用に当たっては、医療費の領収書の添付または提示に代わり、「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました。  
(注意)平成31年までの確定申告については領収書の添付または提示によることもできます。



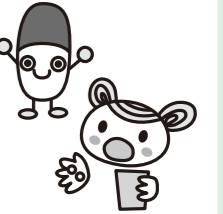
■問合せ先 能代税務署 ☎52-6111



## 税務会計課からのお知らせ

### スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)が始まります

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持・増進や疾病の予防など、一定の取組を行う方が自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品を購入した場合、その年分の総所得金額等から控除できる医療費控除の特例が始まります。



#### 対象となる期間は？

平成29年1月1日から平成33年12月31日まで  
※平成29年1月1日購入分から対象となります。

#### 控除となる額は？

医薬品の購入額が1万2千円を超える場合に、その超える部分の金額について、その年分の総所得金額等から控除されます。控除の上限は8万8千円です。

#### 一定の取組とは？

「特定健康診査(メタボ検診)」「予防接種」「定期健康診断(事業主検診)」「健康診査(人間ドックなど)」「がん検診」が該当します。

#### スイッチOTC医薬品とは？

医師の処方が必要だった医療用医薬品から転用された、薬局などで購入できる医薬品です。  
対象医薬品については厚生労働省のホームページをご参照ください。

#### 必要な書類は？

控除の適用を受ける場合は申告が必要です。①医薬品購入時の領収書 及び ②「一定の取組」を行ったことがわかる書類を申告相談会場で提示してください。

【注意】この特例の適用を受ける場合、通常の医療費控除は受けられません。

■問合せ先 八峰町税務会計課 ☎76-4604